

腐敗防止メーリングリスト運用規則

第1条 目的

本メーリングリストは、腐敗防止メーリングリスト会員相互間の腐敗・贈収賄防止に関する各種情報の共有を目的とします。

第2条 運用責任者

本メーリングリストの運用責任者は、海外贈賄防止委員会（ABCJ）事務局とします。

第3条 メーリングリスト会員

本メーリングリストへの参加を希望する者は、ABCJ事務局に対し申し込み、その承認を得て、メーリングリスト会員となることができます。

第4条 内容

本メーリングリストの内容は、メーリングリスト会員各自の責任に基づくものとし、ABCJはその内容の真否は保証せず、一切の責任を負わないものとします。

第5条 投稿を禁止する事項

本メーリングリストでは以下の事項を禁止します。

第1項 他人の著作権を侵害する行為

第2項 他人の財産・プライバシーを侵害する行為

第3項 他人に不利益を与える行為

第4項 他人を誹謗中傷する行為

第5項 匿名による投稿

第6項 営利目的の投稿

第7項 個別の事案が特定される投稿

第8項 公序良俗、法令に違反する行為

第6条 本メーリングリストからの引用や転載

メーリングリスト会員は、本メーリングリストで得た情報を、本メーリングリスト外部へ引用・転載する場合には、公知の情報を除いて、事前に投稿者及び運用責任者の許可を得なければならないものとします。

第7条 本メーリングリストの技術管理上のルール

メーリングリスト会員は、本メーリングリストを投稿する場合は、サーバーの負荷等を考慮し、可能な限り、簡潔にメッセージを送信するように努めるものとします。

第8条 規則に違反した場合

第1項

以上の規則に違反した場合、本メーリングリスト運用責任者より勧告します。

第2項

運用責任者からの勧告のメールに関わらず、同じ違反を繰り返し、またその内容が悪質と考えられる場合は本メーリングリストからの退会を、ABCJ 運営会議において審議の上で、お願いするものとします。

第9条 苦情処理

登録者または外部からの苦情窓口は、ABCJ 運営会議において審議の上で、運用責任者が対応するものとします。

第10条 細則の追加・変更・削除

本細則の追加・変更・削除は、メーリングリスト会員からの提案に基づき、ABCJ 運営会議において審議し、運用責任者の責任のもとに行うものとします。